

第9回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和6年11月25日(月)午後1時25分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第9回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 現況証明申請書について
- 議案第3号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
- 議案第4号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について
- 議案第5号 南越前町農業委員会会議規則の一部改正について

<報告事項>

- 報告第1号 農地改良届について

その他

- 遊休農地のパトロール結果の提出のお願い
- 7月から9月の活動記録の提出のお願い
- 農地の相続に関するチラシ配布
- 農業委員会手帳の配布

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8		8	井上 重治
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

2番 今村 晃一

5番 井上 昇

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第9回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、井上重治委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、2番 今村委員と5番 井上昇委員にお願いいたしたいと思っております。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>これより本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号①から②を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請ですが、2件ありますので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p>譲渡人は上野にお住まいの●●さんで、譲受人は堂宮にお住まいの●●さんです。申請地は上野71-27の現況が田 面積3,014㎡です。譲受後の●●さんの経営面積は、35,584㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>当該農地は、耕作の利用権設定がされた農地ですが、契約として畔の草刈りは地主である●●さんがすることとなっていました。しかし、高齢となり草刈り等の農地の維持管理が負担になってきたことから、負担軽減のため少しずつ農地を手放したいとの申し出です。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>次に議案書に戻っていただき、1ページ番号②をご覧ください。</p> <p>譲渡人は福井市にお住まいの●●さんで、譲受人は愛知県にお住まいの●●さんです。申請地は東谷25-3-1の田 面積664㎡です。譲受後の●●さんの経営面積は、664㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の4ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。資料5ページは現地確認の様子です。</p>

	<p>譲受人は譲渡人の空き家と共に農地を購入し南越前町に移住する予定とのことで、この空き家は町の空き家バンクに登録されているものです。資料の6ページをご覧ください。紫のマーカの部分で、「農地の権利を取得しようとするものが次の要件を全て満たした場合に限り、許可を行います。①農地の全てを効率的に利用すること、②必要な農作業に常時従事すること、③周辺の農地利用に支障がないこと」とあります。譲受人の●●さんにはご夫婦で窓口にお越しいただき、この説明をし、ご理解いただいた上での申請となりました。なお、8ページの紫のマーカ部分ですが、「農地の取得に当たっては、原則として市町村が作成する地域計画に農業を担う者として位置付けられた上で、農地の権利移動等に当たって農地法に基づく手続き等を経る必要があります」、とあります。次の9ページの下の方には、「農地の権利を取得しようとするものが、地域計画に農業を担う者として記載されていない者である場合には、原則として、市町村が地域計画を変更し、農業を担う者として記載した上で、農地の権利設定等を行うことが適当です」とのこと、今回は地域計画が策定される前の申請でしたので、従来どおり農地法第3条許可を受理いたしました。地域計画が策定された後の、来年4月からは、今回のような農業の経験の無い方が農地を売買等により取得する場合や、7月から9月に関係者の方を集めて実施した地域計画策定に向けての協議の場で、耕作者の記載を確認しましたが、そこに名前が無い場合には、まずは地域計画の変更について農業委員会等へ意見聴取をして地域計画の農業を担う者の一覧にお名前を載せてから、農地法第3条許可の手続きという手順が必要となります。</p> <p>次に、農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料10ページをご覧ください。農作業はご夫婦でされるとのこと、農地等利用計画書も細かく記載がなされており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上典宣委員さん<small>いのうえみちのぶ</small>をお願いします。</p>
井上典委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>11月18日に堀井委員と事務局長、事務局、私の4人で現地確認を行ってまいりました。番号①についてですが、耕作経験が豊富な方が農地を取得され、引き続き水稲作付を行うとのことで、許可する上で問題ないと判断いたします。</p> <p>次に番号②についてですが、購入予定の家の裏に申請する農地があり、ご夫婦で農作業に従事していくとのことですので、許可する上で特に問題ないと判断いたします。以上です。</p>
議長	<p>この件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
加藤委員	<p>②の譲受人は農業の経験が無い方だということだが、耕作が出来るのか？現地確認の写真を見る限りでは土地の状況は素人が何か出来るような状況では無いように思われる。</p>
事務局	<p>登記地目は田、現況は畑となっており、譲受人はご夫婦で窓口に来られ畑をされると言われ、後日どんな作物を耕作するのかという農地等利用計画書を提出されましたので、この農地につきましては問題ないと思われれます。</p> <p>ご指摘のように空き家に付随する形で農地も売買したいという案件が続きますし、そういった農地は長い間適切な管理がされているとは言い難く、素人で耕作できる土地に戻すことも大変だと思われれます。空き家バンクを担当する建設整備課と協議しまして、空き家</p>

	を受け付ける際、農地をどうするかを話し合ってからバンクに登録するよう、申入れいたします。
議長	他に質問は無いようでございますので、採決いたします。 議案第 1 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり承認いたします。
【議案第 2 号 現況証明申請について】	
議長	次に、議案第 2 号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 議案書は 2 ページをご覧ください。 申請人は八乙女にお住いの●●さんで、申請地は八乙女 18-32-7、面積 13 m ² で、登記地目は田、現況は非農地でございます。 位置につきましては、資料の 11 ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。12 ページの写真は現地確認の様子です。当該農地は、昭和 51 年頃、申請農地の隣地である八乙女 18 字 31 番に●●氏が倉庫を建築するために申請地も含め造成されました。今般、●●氏の相続人である●●氏によって判明し、現況に合った地目に変更するための申請です。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を堀井委員さんをお願いします。
堀井委員	はい、報告いたします。 1 1 月 1 8 日に先ほど同様に 4 人で現地確認を行ってまいりました。 申請地は、写真のとおり倉庫と一体的に嵩上げ後ブロックで囲まれており、砂利が敷き詰められた状態でありました。面積としても耕作には適さないと思われ、現況に見合った地目にする事は、問題ないと判断いたします。 よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および、堀井委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。
議長	無いようでございますので、採決いたします。 議案第 2 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり承認いたします。
【議案第 3 号 南越前町農用地利用集積計画の決定について】	
議長	次に、議案第 3 号「南越前町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書の3ページ資料は13ページをご覧ください。</p> <p>南越前町長より令和6年10月11日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による南越前町農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>資料14ページをご覧ください。利用権設定日は令和7年1月1日です。利用権が設定される計画の農地面積は51,034㎡、貸し手は12名で借り手は8名、筆数は全部で28筆です。16ページは契約に関する詳細な情報になります。計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>この件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>無いようでございますので、採決に移りたいと思います。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第4号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】	
議長	<p>次に、議案第4号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題といたします。番号①から②を一括して議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>資料は、26、27ページをご覧ください。町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地に住宅等を建設するときには農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。資料28ページをご覧ください。農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限りすることができますとなっております。その要件とは矢印下の囲ってあるところをご覧くださいまして、1. 計画内容に必要性かつ適当性があり、農用地区域外に代替すべき土地がないこと2. 地域計画の達成に支障がないこと3. 農用地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的な土地利用に支障がないこと4. 担い手に対する農用地の利用の集積に支障がないこと5. 土地改良施設の有する機能に支障がないこと6. 土地基盤整備事業の完了後8年以上を経過しているものであること。以上の要件をクリアしなければ、基本的には除外は認められておりません。</p> <p>では、申請の内容について説明をさせていただきます。議案書4ページ番号①をご覧ください。変更箇所は湯尾27-32および27-33の田、面積1,011㎡、2,280㎡で、所有者は湯尾にお住いの●●さんと●●さんで、事業者は、南越前町です。除外する目的は、北府地区に宅地造成をして、町の活性化と人口減少の抑止により農業後継者の確保を促進しようとするものです。位置につきましては資料29ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。今庄インターの入口から300mの距離にあり、平成30年度に町で宅地造成したところの北側の農地となります。</p>

	<p>次に、議案書4ページ、番号②ですが、変更箇所は大桐1-101の田、面積2,145㎡のうち1.17㎡で、所有者は登記上の所有者は●●さんでございます。除外する目的は、既存の橋が令和4年の大雨で流され、橋梁災害復旧工事を実施するにあたり、関係機関との協議の結果元の位置での橋梁の取付が困難と判断され、元の位置から2.5m下流に設置することとなったになりました。新たに設置する橋を利用するための道路を整備するためとのことです。位置につきましては、資料30ページ赤く塗りつぶしている箇所で、東側の道路沿いの一部が除外予定地になります。湯尾地区、大桐地区の2件の除外申請がございました。いずれも、先ほどの除外の要件を全てクリアしました。</p> <p>今回、農業委員会の意見聴取についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。また、現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中であります。</p> <p>資料の31ページをご覧ください。今後の流れですが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができましたら30日間の農業振興地域整備計画の公告縦覧、最後に15日間の異議申出期間が終了しましたら、除外が完了し、それから後に農地転用の手続きをすることになります。このまま順調に進みましたら、湯尾地区の農地転用は1月に出てくる予定となっております。</p> <p>2件とも早急に計画実行に取り掛かりたいとの意向でございます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	この件に関し何かご質問はございませんか。
今村委員	この道路は、橋の工事のための道路か。橋は元位置に掛けるのではダメなのか。そうすれば田に道路が掛かることはないのではないか。
事務局	今回設置する道路は、新たに架けた橋を渡るための道路として整備します。元の橋は大雨で流され、元の位置で橋を設置する予定で工事担当者が協議しておりましたが、掘削の工事が同じ位置では出来ないことが分かり、元の位置から少し下流に橋を架けることになったということです。
議長	<p>他に質問が無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、採決に入ります前に、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。今回の案件において、6番堀井委員が該当しております。ここで、堀井委員は一時退室願います。</p> <p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。それでは堀井委員に、席に戻っていただくよう、お願いします。</p>
【議案第5号 南越前町農業委員会会議規則の一部改正について】	
議長	次に、議案第5号「南南越前町農業委員会会議規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>案書は5ページをご覧ください。南越前町農業委員会会議規則について、会長の専決処分の条文を追加したく、お諮りしたいと思います。</p> <p>資料の32ページをご覧ください。農林水産省経営局農地政策課長から「農地中間管理事業等の適正かつ円滑な実施について」という通知がございます。33ページをご覧ください。紫のマーカーの「2 農業委員会による意見聴取の取扱い (1) 機構は促進計画を定める場合には、あらかじめ農業委員会から意見聴取する」「農業委員会は、賃借権の設定等を受けようとする者について、法第18条第5項第2号および第3号に規定する要件等を満たしているかどうかを十分に確認した上で、機構に対して意見を提出する」とあります。これは先ほどの議案第3号でご協議していただいたものです。</p> <p>その下の「(2) 農業委員会に対する意見聴取については、農業委員会の総会又は部会の議を経てあらかじめ事務処理規定を作成し、この中で当該意見聴取を農業委員会会長等の専決事項として位置付けることや、当該事案について直近の総会又は部会に報告することもできます」とあります。</p> <p>今回のように、利用権設定の受け手が担い手でもあり農業委員でもある場合、当該議事には参与できず、今後、議事に支障をきたす恐れがあることから、会長の専決処分が出来るようにしたいというものです。資料34ページ以降に改正案をお付けしておりますが、今回のような促進計画に関するものと、急を要するもののみとし、処分については、次の会議に報告し、承認を求めるとさせていただきたいと思います。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>何かご質問はございませんか。無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第5号について、会議規則の一部改正の承認について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号について、本案件については承認いたします。</p>
【報告第1号 農地改良届について】	
議長	<p>次に、報告第1号「農地改良届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地改良届についてですが、農地の保全もしくは利用の増進といった農業経営の改善を目的とした行為です。具体的には、農地の埋め立てをして、田から畑に転換したり、農地の排水機能や土質を改善するため、上質の土を入れて改良することをいい、3条4条5条のように許認可の手続きではなく、農業委員会に届け出ってもらうものです。</p> <p>では、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>届出人は大桐にお住いの●●さんで、申請地は大桐88-102, 103の2筆の田、合計面積2,136㎡です。令和4年8月の大雨による土砂の流入により用水などの復旧が難しく、嵩上げをし、畑として管理を行いたため農地改良届を提出されたので、報告するというものです。</p> <p>資料の38ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。39ページの写真は現地確認の様子です。40, 41ページは工事計画書でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	この件について、発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし) 無いようでございますので、報告第1号は承認されました。
【その他 について】	
議長	続きまして、その他に移ります。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	はい。事務局から5点お願いとお知らせをさせていただきます。 ・遊休農地のパトロール結果の提出のお願い(今月末提出期限) ・7月から9月の活動記録の提出のお願い(今月末提出期限) ・農林水産省からの農地法第3条の3の農地の相続に関するチラシを配布 また、来年度の農業委員会手帳が届きましたので配布させていただきました。表紙をめくっていただきまして、身分証明書が入っております。お写真はご自身で貼っていただくようお願いいたします。 以上でお知らせを終わります。
議長	それでは、次回農業委員会の開催日について、事務局の説明をお願いいたします。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、1月24日(金)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。 (意見なし) それでは次回は1月24日(金)午後1時30分から、役場別館第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしく願いいたします。 以上をもちまして、第9回南越前町農業委員会総会を終了いたします。 閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
小不動産会長職務代理者	本日はありがとうございました。 次回も元気にご参集いただきたいと思います。よろしく願いいたします。
【閉会】 午後2時15分	